

府内城を復元する会々則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「府内城を復元する会」(以下「会」という。)と称し、事務局を「大分市中央町」に置く。

(目的)

第2条 会はふるさと大分の賑わい作り、並びにシンボル「府内城」の復元活動を推進すると共に、参加会員の親睦を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 府内城並びに府内城下町に関する知識の普及事業
- (2) 府内城復元の機運を高める事業
- (3) 推進役のリーダーを養成する事業
- (4) 復元に向けて資金調達のための事業
- (5) その他前条の目的を達成するための事業

第2章 会員及び役員

(会 員)

第4条 会の会員は目的に賛同し、共に活動する個人、団体で構成し、会への入会、退会は妨げないものとする。

会員の種別は以下の2種類とする。

- (1) 正 会 員 (復元に賛同し共に取組み活動する団体及び個人)
- (2) 特別会員 (この会の活動に助言・指導・支援等をお願いする個人及び団体)

(役員を選任)

第5条 会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 4名以内
 - (3) 理 事 15名以内
 - (4) 監 事 1名以上
- 2 理事、監事は総会において正会員より選任する。
 - 3 会長、副会長は理事会において選任する。
 - 4 会長は理事会に諮り相談役、顧問を委嘱することができる。
 - 5 会長は理事会に諮り名誉会長を委嘱することができる。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、また会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は各事業を分任し、且つその他会の運営に関することを審議決定する。
- 4 監事は、会の会務、会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第8条 会は、会則に違反または会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の決議により役員を解任することができる。

第3章 会の運営

(総会)

第9条 総会は、年1回会長が招集し、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

- 2 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 理事及び監事の選任に関すること。
- (3) 会則に関すること。
- (4) その他会務運営上必要な事項

- 3 会長は、必要があると判断した場合、又は会員の要求があった場合、臨時に総会を開催することができる。

- 4 総会は原則として公開とする。

- 5 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席に変えることができる。

- 6 議事は、出席会員の過半数で決する。

(経費)

第10条 会の運営に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(年会費)

第11条 年会費は、以下の通りとする。

- (1) 正会員 個人 1口 5,000円 団体 1口 10,000円

(会計年度)

第12条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

(理事会及び専門委員会)

第13条 第3条の事業を適切に運営管理するために、理事会及び専門委員会を設置する。理事会及び専門委員会に関する要綱は別に定める。

第4章 雑則

(細則の制定)

第14条 本会則施行のため必要な細則は、総会の議決を経て会長が定める。

(会則の改廃)

第15条 この規約の改廃については、総会において2分の1以上の同意を必要とする。

附則

1 この会則は、平成25年11月1日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。